

平成23年度札幌市研究開発事業研究課題
「子どもの権利に関する教育」に係る実践研究 実施要項

1 本実践研究の趣旨

札幌市では、平成20年11月の第3回定例市議会において、子どもの権利の理念をより一層具現化することなどを目的として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」が制定された。このことにより、各学校において、子どもが、自分の権利について正しく理解するとともに、自分が尊重されるのと同じように他者を尊重するなど、互いの権利を尊重し合うことや、自分に関わる問題を自らの手で解決するなどの経験を通し、自ら考え、責任をもって行動することができるような実践的態度を高めるなど、本条例の趣旨を踏まえた教育の一層の充実が求められている。

本実践研究では、各学校において、本条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるよう、教材の開発や指導方法の工夫等について実践的な調査研究や子ども向けの学習映像資料の作成を行うことを通して、子どもの権利の理念を生かした教育の普及・啓発を図ることとする。

2 研究主題

子どもの権利の理念を生かした教育に係る、教材や指導方法の工夫及び学習映像資料の作成等に関する実践的研究

3 研究の内容及び方法

「子どもの権利に関する教育」に係る実践研究を、下記の内容について、Aの研究推進校及びBの実践研究会において進める。

A 研究推進校による研究

小学校及び中学校の研究推進校において、学級活動や児童会・生徒会活動等における子ども参加に関わる授業の指導案づくりと公開の授業実践を行い、研究の検証を行う。また、研究成果を教育委員会ホームページに掲載し、普及啓発を図る。

B 実践研究会による研究

実践研究会において、子どもの権利条例の趣旨や内容に関する理解が促進されるように、子ども向けの学習映像資料を作成し、全市立学校へ配付する。

4 推進日程

9月中旬	第1回研究推進会議 【研究推進校】※各校にて開催(以下第6回まで) 【実践研究会】※教育委員会にて開催(以下第6回まで) ・事業内容についての確認 ・研究の進め方について ・実施上の諸課題について
10月上旬	第2回研究推進会議 【研究推進校】・指導案の検討(題材の洗い出し) 【実践研究会】・教材内容の検討
10月下旬	第3回研究推進会議 【研究推進校】・指導案の検討(指導計画の検討) 【実践研究会】・教材内容の検討
11月上旬	第4回研究推進会議 【研究推進校】・指導案の検討(本時案の検討) 【実践研究会】・教材内容の検討
11月下旬～12月	第5回研究推進会議 【研究推進校】・公開授業(※一般公開し、実践を検証する) 【実践研究会】・教材内容の検討
平成24年2月	第6回研究推進会議 【研究推進校】・研究のまとめ 【実践研究会】・教材内容の検討
3月	○研究成果の教育委員会ホームページへのアップロード(事務局) ○学習映像資料の送付

5 委員の構成

A 研究推進校 市立小学校1校 市立中学校1校

委員長 市立小学校校長 市立中学校校長

委員 市立小学校 教諭 4名

市立中学校 教諭 4名

事務局 札幌市教育委員会指導担当係長 4名

B 実践研究会

委員長 市立中学校長

委員 市立小学校 教諭 3名
市立中学校 教諭 3名
アドバイザー 札幌市子ども未来局 子どもの権利推進担当係長
事務局 札幌市教育委員会 指導担当課長
札幌市教育委員会 指導担当係長 4名

※委嘱期間は、委嘱日（第1回研究推進会議開催日）から平成24年3月31日までとする。